

## 島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会の交付する島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金については、松江市補助金交付規則（平成17年松江市規則第48号）の規定に準ずるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、補助事業対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金
補助金交付の目的	松江市及び出雲市管内における島根半島・宍道湖中海ジオパークの普及啓発等の活動支援を目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	ジオパーク普及啓発等のジオパーク活動事業で会長が認めるもの
交付の率又は金額	補助金交付の対象である事業に要する経費の合計額（個人負担金などがある場合はそれを控除した額）で、1団体につき1年あたり100千円を上限とし、申請は年1回とする。ただし、算出した補助金額の千円未満の端数は切り捨てとする。
補助事業者との範囲	島根半島・宍道湖中海ジオパークに関連する活動を行う、住民団体、地区、自治会、NPO、会長が認めた団体
終期	令和3年3月31日

### (書類の提出部数)

第3条 要綱の規定に基づいて会長に提出する書類は一部とする。

### (雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。